（協議様式５）

危機管理室との協議事項（水防法上の確認事項）

要配慮者利用施設（介護保険指定居宅サービスでは通所介護系及び短期入所生活介護単独型の事業を行う事業者）の開設を予定している事業者は「[水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について](https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html)」をご確認の上、危機管理室へ協議のご連絡をお願いします。

詳細な浸水想定や最新の防災関連施設を確認したい場合は、地図情報サイト「マップナビおおさか」より確認してください。浸水想定区域内で要配慮者利用施設の事業を行う場合は避難確保計画を作成し危機管理室への届出が必要です。

水防法上の手続きの要否について危機管理室と協議を行った結果を下記に記載し、危機管理室から受付印の押印を受けてください。（避難確保計画作成手続きが不要な場合はその理由も記載のこと）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①令和年月日（確認日） | 担当課名・担当者名 |  |
| ※下記いずれかに〇をつけてください浸水想定区域内　　　　　浸水想定区域外（計画作成必要）　　　　　　（計画作成不要） |
| ②危機管理室からの指導事項 |
| 危機管理室受付印欄 |